

昭和58年分 農業所得標準

水 稲 10アール当り 113,605円
普通畑 10アール当り 35,417円

昭和58年分農業所得標準は、1月27日県下一斉に開示されました。村でも農業団体、各字農家組合長より御参集頂き、2月6日適用標準を下記のとおり説明いたしました。
尚標準外経費として、各種の控除がありますが、省略いたします。

1. 水 稲 (10アール当り)

(単位:円)

区 分	収 入			必 要 経 費								差引所得	
	収 量	単 価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	農業費	その他費		計
普通畑	560kg	(100kg単価)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
災害地	—	30,135	168,756	3,993	2,158	10,112	8,900	3,070	5,630	3,800	17,488	55,151	113,605

2. 普通畑 (10アール当り)

(単位:円)

区 分	収 入			必 要 経 費								差引所得	
	種 類	収 量	作付割合	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	その他		計
ばいしょ	kg	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
甘 しょ	1,222	19.4	11,770	2,617	13,096	11,123	2,300	2,484	3,010	9,802	44,432	35,417	
雑 穀	1,249	4.5	1,650										
野 菜	128	25.2	5,357										
計	1,861	77.6	61,072										
計		126.7	79,849										

(単位:円)

区分	収入金額	必要経費	差引所得
東部地区	編級較差案分によ		35,700円
西部地区	り省略		34,943

3. 特殊田畑 (10アール当り)

種 類	梨		も	ぶ	い	球	根	は	飼
	青	赤							
所得金額	二九六〇〇円	一四八二〇〇円	七一九〇〇円	一一七〇〇円	五四〇〇〇円	六七八〇〇円	六五二〇〇円	一四九四〇〇円	一七七〇〇円



一月十七日、保育園に新しい二十九人乗りの、マイクロバスを購入いたしました。
保育園幼児の送迎はもちろん、園の野外活動等に利用し幼児の教育に役立つことを考えております。

保育園に
バスを購入



総代さん 決まる

昭和五十九年の各部落の総代さんが次のとおり決まりましたのでご紹介いたします。
村と村民を結ぶパイプ役として、今年一年お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

(敬称略)

大別当	小湊 新一
月 潟	登石 貢
西 置 場	落田玄一郎
曲 通	和平 信作
東 長 島	滝沢 敏男
木 滑	小林 寅雄
釣 寄	神保 善二
釣 寄 新	田村甚一郎

もうたくさん

【月潟地区で一斉排雪作業】

雪・雪・雪

特別職の報酬等を答申

月潟村三役と議会議員の報酬等は三年間据え置かれていましたが、昭和59年度の報酬等について、一月潟村報酬等審議会(会長「渡辺潤氏」)に諮問し、1月24日の審議会での次のおり答申されました。村では、これを受けて三月に開催される議会に条例、予算を提案し、四月分の報酬等から改正する予定です。

◎委嘱された委員(敬称略)
農業団体代表 曾山弥市郎
商工団体代表 登石 栄作
学識経験者 渡辺 潤
部落代表 落田玄一郎
労働団体代表 本間 武志
婦人団体代表 長谷川広子(欠席)

◎答申の内容
一、三役の給料 四七〇千円
村 長 月 額 三六五千円
助 役 月 額 三三三千元
収入役 月 額 三三三千元
二、議会議員の報酬 一五〇千円
議長 月 額 一二二千元
副議長 月 額 一一一千元
議員 月 額 一一一千元
三、改正の時期 昭和59年4月1日

交通災害共済に加入を

見舞金百万円まで

一日一円の会費で会員相互の助け合い

新潟県交通災害共済の五十九年度の加入申込み受付が二月下旬から始まります。

村民の皆さんの加入率は、一月末現在で約九〇%、三、四四九人が加入しています。村では、昨年四月一日から今年の一月末までの間に、二十四件二百七十一万円の見舞金給付がありました。

万が一の交通事故に備えて五十九年度は家族そろって交通災害共済に加入しましょう。
◇会費と共済期間
一人年額三五〇円で、三月三十一日まで加入すると、四月一日から翌年の三月三十一日まで有効になります。

中途加入の方も同額で、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります。

◇見舞金
自動車、バイク、自転車など運行中の人身事故で死亡、又は、七日以上医師の治療を受けたときに見舞金が支給さ

れ、見舞金額は交通災害の程度によって、二万円から百万円までの九等級に分かれています。

◇加入の手続き
二月下旬から婦人会の役員さんを通じて、五十九年度の加入申込み書を各家庭へ配布します。この加入申込み書は五十八年十二月末現在の家族の住所、番号、氏名、生年月日が記入してあり、その日、加入しない方の氏名を線で消し、一月以降出生した人や、転入した方が加入する場合は、書き加えて加入者数と会費を記入し、現金を添えて婦人会の役員の方へ申込み下さい。